

## 令和元年 12 月 5 日 参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

本日のテーマは高大接続改革についてであります。同僚の委員の質問を聞いていても、これは問題だらけだなと。ここは一度、英語試験の民間の活用と同じように、やはり中止して見直すしかないなというのが我が党としても結論なんです。ただ、この問題については後半に梅村先生にじっくりとやっていただくとして、私は、せっかく大臣と恐らく今国会会える最後の機会にもなりそうなので、今の喫緊の課題であるオリンピックとゴルフ場利用税の問題について、ちょっとこれ、このままじゃオリンピック迎えるわけにいきませんので、大臣の決断を促すために質問したいというふうに思います。

実は、ゴルフ場利用税が、これがオリンピックをやる国にとって、もう極めて理不尽で差別的な税制であるということは、私は毎年、毎大臣に質問をしてきました。その都度、まあ、とはいっても財源を頼りにしている地方自治体があって、皆さんの言うことを聞かなきゃいけないので難しいとって逃げ続けるんです。でも、文科省とスポーツ庁は頑張ってはくれていたんですよ。こんな、スポーツを差別するような課税、これもう世界的に見て恥ずかしいし、オリンピックの開催国として恥ずかしいと。ここで一挙に改革しようと頑張ってくれていたんですが、何せ地方自治体の力もありますし、進まないんですね。

今年の自民党税調の案では、これ、少し改革しようと思って、今までの年齢枠の免税を少し広げて、その分、でも税収が落ちます。税収が落ちる分は、一番困るだろう市町村にその割合を増やして、どうにか帳尻合わせてやっていこうと、文科省はこういうせこい提案をしていたそうなんですけれども。

それと加えて、ただ、このままでオリンピックやると国際的な非難になっちゃうだろうと。オリンピックのゴルフの選手は特別に減税する税制改正をやろうと。こんなびぼう策で逃げようとしているんですね、この期に及んで。私はもうびっくりしていますけれども。

さあ、大臣、大臣もゴルフ議連の会合で何か資料を示されたそうですが、国際ゴルフ連盟の、これ IGF というんですが、ピーター・ドーソン会長から、オリンピックのゴルフ競技、このままでやるのは非常に困ると。ゴルフ場利用税の廃止と国家公務員の倫理規程、これゴルフだけ国家公務員はやっちゃいけませんよと書いてあるんです、ほかのスポーツ何も書いていないし。あるいは、供応というか、飲み食いとゴルフと書いてあるんですね、飲み食いはどういふのか具体的には書いていないんです。ゴルフだけ、スポーツの中で具体的に書いてあるんです。こんな、ゴルフを差別するような国家公務員倫理規程、こういうのはしっかりと改革して外してほしいと、直筆のお手紙いただいているんですよ。でも、今年の自民党の税調の議論では全くそれ両方とも実現できなかったじゃないですか。

このままでいいんですか。このままでオリンピックやるんですか。どうぞお答えください。

○国務大臣（萩生田光一君） 今年九月二十日に、I G Fの方から会長名で、ゴルフ場利用税の廃止と国家公務員倫理規程におけるゴルフの制限に関する規定の削除について要請をいただきました。

ゴルフ場利用税は、スポーツの中でゴルフにのみ課税されている中、ゴルフ団体からは、廃止は最終的な目標として掲げつつ、少しでも前進を図りたいとの強い意向が示されたことを受け、令和二年度税制改正要望において、非課税となる対象年齢の拡充や、オリンピックを含む国際大会への参加者に対する非課税措置などの要望を行ったところです。スポーツを振興する立場としては、引き続きゴルフ場利用税の見直しに取り組んでいきたいと思っております。

また、国家公務員倫理規程そのものについては、所管外ですので意見を差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げれば、スポーツを振興する立場からは、誰もがゴルフを楽しむことができる環境を実現することが重要であると考えております。

○松沢成文君 文科省も頑張っているので引き続き努力していきます、引き続き、ないんですよ。もうオリンピック、来年来ちゃうんです。ここで改革できるかできないかなんですよ。

さあ、そこで、皆さん、オリンピックの基本原則、五原則です、オリンピック憲章、その第四にこう書いてあるんですね。スポーツをすることは人権の一つである。全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。私はそのとおりだと思います。

さあ、今、日本が、日本政府が課しているゴルフ場利用税、これ、完全にオリンピック憲章違反ですね。

まず、二つ違反があります。

ゴルフとそのほかのスポーツ、差別しているんです。そのほかのスポーツは、プレーをするときに税金なんかは一切取りません。スポーツに税金取るなんて国あったら、オリンピックやる資格ないですよ。ゴルフだけは、ぜいたくなスポーツだと、消費税導入するときに娯楽施設利用税は全部廃止したけど、ゴルフやっている人間は金持ちで担税力あるだろうと、ここからは取り続けていいだろう、ずっとそれ来ちゃっているんですよ。ゴルフだけに課す税金、これは差別です。スポーツの中でゴルフとそれ以外を差別していますね。これはいかぬと言っているんですよ。

それから、ゴルファーの中でも、一般ゴルファーはゴルフするとき課税しますよと。でも、オリンピックで非難を避けるために、オリンピックの選手だけ免税にしますよという税制改革をやる、これも憲章から見ると差別です。

私は、オリンピック憲章に違反する形でオリンピックを迎えることはできないと思っておりますけれども、大臣、これ、オリンピック憲章に違反しませんか。

○国務大臣（萩生田光一君） オリンピック憲章の根本原則第四条においては、全ての個人

が差別を受けることなくスポーツをする機会を付与されなければならない旨が規定をされていますが、先生御指摘のオリンピック憲章に違反するかどうかについては、お答えできる立場にございませんので、意見を差し控えさせていただきたいと思えます。

○松沢成文君 大臣、オリンピックの大臣の、何か調整委員会のメンバーでもありますよね。これ、大臣に聞かないで、誰が答えられるんでしょうか。全く今の答弁、意味が分かりませんが。

大臣、このままにしておくで大変なことになりますよ。実は、平成十六年、私はこの委員会の場で、ゴルフ会場になっている霞ヶ関カンツリー倶楽部は女性を締め出している、正会員に女性はなれない、こういう規則になっている、これはオリンピック憲章第四条の全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなくという、このオリンピック憲章に反する規定だと、私がここでそれをぶついたら、と同時に、私は小池都知事とバッハ会長に書簡も送りました。そうしたら、すぐにバッハ会長は、これは差別であるから、このままでは霞ヶ関でオリンピックをやることは難しいですよ、どおんと出たわけです。そうしたら、もう森さんはバッハさんにはめっぽう弱いですから、やばいということになって、霞ヶ関カンツリー倶楽部にこの規定を外さないところでゴルフできなくなるからどうかしてくれと言ったら、霞ヶ関も、とにかくうちでやりたいんで、分かりました、変えますと、今までのカンツリー倶楽部の歴史や伝統なんて関係なく、オリンピックやるためには、差別と言われたら、はい、変えますと、こう来たわけですよ。

全く同じ現象が今にも当てはまるんですね。男女の差別、オリンピックやる会場、男女差別しているところなんかでやるんだったらオリンピックやらせませんよと来たわけです。税での差別をやっているわけです。これじゃ、オリンピックできませんよ。大臣、自分が所管外だなんて言わないで、あなたはスポーツ庁を持っているんです。そして、オリンピックの関連する大臣の協議会も持っているんです。

今日は橋本大臣が来れなかったんですけど、副大臣、みえていますかね、内閣府の、大丈夫だね、はい。橋本大臣、オリンピックの申し子じゃないですか。オリンピック精神を守って、ゴルフの古い体質を改革しましょうよ。なぜそんな改革もできないんですか。橋本大臣に、松沢から厳しい指摘が出たと、今からでも遅くないと、政府に働きかけて、こんなむちゃくちゃな税は廃止しようとして立ち上がってもらえませんか。いかがですか。

○副大臣(亀岡偉民君) 今御指摘いただきましたが、我が国のゴルフ場利用税に関しては、I O Cからオリンピック憲章に反しているとの指摘がなされているという認識は今のところございません。ただ、一方において、我が国においては、スポーツ振興の観点から、ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充を求める多くの意見が出ていることは承知しております。

いずれにせよ、ゴルフ場利用税については、現在、文部科学省において税制改正要望を行っているところでありますので、税制改正議論の推移を注視してまいりたいと思えますが、

これを、今、松沢先生のお話は、しっかりと大臣に伝えたいと思います。

○松沢成文君　I O Cがゴルフ場利用税が差別的だというふうに考えているかは分からない、知らないというふうにおっしゃっていましたが、まず、国際ゴルフ連盟は完全におかしいから直してくれと言っているんです。大臣に手紙まで来ているんです。日本ゴルフ協会も、これはI O Cのオリンピック憲章違反だからどうかしてくれと言っているんですね。それに関連するI O Cは必ずそう言いますよ。

じゃ、I O Cのバッハ会長にすぐに連絡して調べてください。ゴルフ場利用税、国際ゴルフ連盟からも日本ゴルフ協会からも、こんな差別的な税制はオリンピックまでにやめてくれと来ているけど、I O Cの見解いかがでしょうと。私は、男女差別もぴしっとバッハさんはこのままじゃ駄目だと言ったわけです。こんな差別的な税制を持っている国じゃオリンピック開かせないよ、チャンスがあるんだからまだ今年中でも変えなさいと来ますよ。それ、バッハさんに聞いてくれますね。できれば、もう一週間以内にお手紙で聞いてください。どうぞ。

○副大臣（亀岡偉民君）　これはバッハ会長ではありませんけれども、国際オリンピック委員会の加盟団体である国際ゴルフ連盟からゴルフ場利用税についての要請が届いていることは重く受け止めておりますが、これを、オリンピック憲章の根本的原則の第四条に違反するかどうかということをごちから確認するということはしておりません。向こうからこれは違反ですよということが来ればすぐにこれはできるわけですが、しっかりとこの辺はもう一回持ち帰りまして議論をさせていただきたいと思います。

○松沢成文君　じゃ、もう一つ、総務省の方にお聞きしますけれども、総務省もこれ地方自治体を面倒見なきゃいけない立場なんです。私も地方自治体の長をやっていましたが、一回得た既得権、税収は絶対離したくないんですよ、財政厳しいですから。だから、特に市町村は、もうゴルフ場利用税、歳入の、これぐらいあるんですよと、絶対これは廃止しちゃ困りますと。

でもね、大臣、オリンピックを成功させるためにオリンピック憲章を守って、それに不公平だとか公正ではない、公平ではない制度があったら改革する、これをやって初めてレガシーが残るんです。だから、こういう不公平な税制は廃止しなきゃいけない。廃止した後、確かに税収が減ります。その税収をどうやって工面して地方自治体に満足いただけるような体制つくるか、それを総務省は考えればいいんですよ。交付税措置をもうちょっと増やしましょうとか特別の補助金をつくりましょうと。それを財務省と闘ってあなたたち財源措置すればいいんであって、この税制を残すこと自体、オリンピックやる国として失格なんです。高市大臣によく説明してやってください。いかがですか。

○副大臣（長谷川岳君）　大変辛い答弁になることをお許しいただきたいんですけども、ゴルフ場の利用税については、税収の七割はゴルフ場の所在市町村に交付をされておりました。

て、過疎地域など財源乏しい市町村の貴重な財源であるということがあります。それから、アクセス道路の整備、それから維持管理、地すべり等の災害防止対策、ごみ処理、環境対策のゴルフ場関連のこの行政事業というのがあるというのを認識しております。また、プレーヤーは市町村の域外から来訪することが多くありまして、御負担をいただく担税力もあるというふうに判断しておりまして、受益者として公平かつ合理的に納税していただく仕組みであるなどから、現行制度ではこの地方税にふさわしいものと理解をしています。

先ほどから御指摘がありますが、ゴルフ場の利用税によって、このオリンピック憲章にありますようなゴルフをする機会が奪われていたり、あるいはこのスポーツ基本法にあるような生涯スポーツ社会の実現が阻害されているとは考えておりません。

そのため、委員御指摘のように、ゴルフ場の利用税、オリンピック憲章やスポーツ基本法に抵触するということは総務省としては考えておりません。

○松沢成文君 それ間違いですから。ちゃんともう一回考え直してください。

じゃ、次、公務員倫理規程に行きます。これも私、毎回、毎年ここで言ってきましたよ。なぜゴルフを差別するんだと。ゴルフって何か金持ちが談合で使う場なのかと。今、国体にも競技としてあって、オリンピックもなっていて、完全なスポーツの一つですよ。

そりゃ、料亭で飲食というのは何か規定してもいいけれども、スポーツを、公務員と利害関係者はこのスポーツをやっちゃいけないというんだから、一緒に。こんな差別ないですよ。これを言うと、菅長官もいつもそうです。何とか、公務員倫理規程何とか審査会というのがあるって、そこの意見を聞かないとなりませんですから。意見聞いたんですか。意見聞いて、頭の固い委員は、まあもうちょっと残しておいていいたろう何て言うかもしれない。でも、その意見を聞いた上で、それがやっぱり国際情勢に合わなければ、内閣府の権限でこれ変えられるんです。審議会が変えるんじゃないんですね。ここまで、オリンピックやるのに恥ずかしいですよって国際団体から言われているような一方的な差別規定、撤廃すべきでしょう。

大臣、どうですか。

○国務大臣（萩生田光一君） 国家公務員倫理規程については所管外でありますので、意見を差し控えさせていただきたいと思えます。

また、個別の事案については、オリンピック憲章に違反するかどうかについてはお答えできる立場にございませませんが、昨年の本委員会において、日本オリンピック委員会から国家公務員倫理規程におけるゴルフの制限とオリンピック憲章との関係に関して、公務員がゴルフをする権利と自由に制限を加えていることから、オリンピック憲章根本原則の第四条及び第六条に違反するおそれがあるとの見解を示しているものと承知をしております。

○松沢成文君 済みません。オリンピック担当の副大臣に質問したらよかったですね、ごめんなさい。副大臣は御意見ありますか。

これぐらいの規定外して、同じ内閣府なんだから。

○副大臣（亀岡偉民君） この国家公務員倫理規程第三条において、一般職の国家公務員が利害関係者と共に遊技又はゴルフあるいは私的な旅行をすることは禁じられているものと承知しております。

委員指摘の、この規定がオリンピック憲章に抵触するか否かについては、やはり私からお答えする立場にはありませんが、この国家公務員倫理規程の在り方については、制度を所管するこの国家公務員規程倫理委員会において適切に判断されるべきものと考えております。

○松沢成文君 もちろん審議会の意見を聞くのは重要ですが、決められるのは内閣府ですからね、権限は。内閣府の皆さんが、官房長官の判断ですけれども、このさすがに規程はもう古くなっておかしいなど、もうオリンピックやるような、ゴルフをスポーツとして認めて普及しようとしているこういう時代にそぐわないなど、やっぱりそう考えてきちんと改革してくださいよ。何年掛かっているんですか、この改革に。同じ答弁繰り返して。本当にがっかりですね。

さあ、文科大臣と内閣府の副大臣、オリパラ担当大臣、私は、先ほど、I O Cに、このゴルフ場利用税の不公平、不公正な形をやっぱり改めないでオリンピック憲章に違反しますねということを確認してほしいと言ったら、そのつもりはないと言いました。そうであれば、私が確認しますよ。

実は私は、この女性差別の問題でバッハ会長に手紙を書いています。それで、バッハ会長は、これはまずいというのですぐに国際的に発信して、それを受けて、組織委員会がびびって霞ケ関と相談してこの改革は実現しました。バッハ会長は、私の確信ですが、必ずこれは憲章に違反すると、おかしいと、日本国どうにかしてくれって来ますよ、私はそう思います。まあ倫理規程の問題はさておき、ゴルフ場利用税は、先ほど言ったようにゴルフをほかのスポーツと差別しているんです。ゴルフだけに税を掛けているんですから。

それから、オリンピックの選手は免税にすると行って逃げて、一般のゴルファーにはゴルフ、ゴルフ税課税するわけです。これはどう考えたって、全ての個人はいかなる種類の差別を受けることなくスポーツをする機会を与えられなければならないというオリンピックの大原則に反するんですね。

そうになったら、バッハさんからまた言われる可能性もあると思いますよ、私は。ただ、バッハさんもなかなか答えてくれないのは、霞ケ関の暑さ問題だけは返事が来ないんですね。そういうところもありますので、すぐ動いてくれるか分かりませんが。

そうしましたら、大臣、外圧でまた日本の国内じゃ何の改革もできない、五年たっても六年たっても、問題点は分かっているんだけど、地方自治体の財政が大事だとか、何とか何とか言って逃げ続けてきた。またオリンピック直前になって、バッハさんがこのままじゃ駄目ですよと言って、それでびびって改革を進める、こんな恥ずかしいことないじゃないですか、オリンピックやる国として。自分たちで憲章を守って、きちっと国内の制度を改革しましよ

うよ。今のままだと、たばこもそうなんです、たばこ規制だって、私、あれだけ言ってきたのは、国際水準のたばこ規制してくれないと、オリンピック開催国として恥ずかしいですからきちっとやってくださいね。それをWHOやIOCから言われて、ようやく動き出したんですよ。日本の国、もうちょっとしっかりしませんか。こんなことやっていたら、オリンピックの負のレガシーが残るだけです。これで逃げ切った、良かった良かったなんてやっていたら。

ねえ、皆さん、本当に政府のトップとして、こういう不公平、不公正な税制を残したままオリンピックやるのは絶対にまかりならぬと。文部科学省、スポーツ庁、そして内閣府、オリパラ担当、総力を挙げて、もう一回、自民党や政府の税調と交渉して、この税制、自分たちから廃止をするという改革やりましょうよ。じゃないと、またIOCから言われて、やばい、やらなきゃ、こうなりますよ。

さあ、副大臣、決意をもう一回聞かせてください。橋本大臣、説得してくださいよ、これは国益が懸かっているんですよ。

○副大臣（亀岡偉民君） 一つだけ、先ほど、国家公務員倫理規程の所管は、これ内閣府では、人事院でありますので、こっちで決められる話ではありませんので。

できる限り今のお話はしっかりと受け止め、橋本大臣と協議をし、できる限り今の思いはしっかりと伝えたいと思います。

○松沢成文君 まあ辛口の提言をしましたが、私は、とにかくオリンピックを成功させたいんです。だから、霞ヶ関のやっぱりプライベートのカントリークラブでオリンピックやるべきでない、パブリックのゴルフコースを選ぶべきだと。だから女性問題なんか出てきちゃうわけですよ、プライベートコースを使うから。そして、日本一暑い季節に日本一暑い場所でゴルフ競技をやるばかがどこにいるのかと。これ、ずっと言ってきましたよ。みんな逃げ続け、で、最後、ゴルフ場利用税についても、公務員の倫理規程についても、今後も引き続き努力をいたしますと。

もう日本という国は改革何にもできないんでしょうか。オリンピックをやる国としてこんなことをやっていたら恥ずかしいと、最後にお訴えをいたしまして、私からの質問を終わります。

私からは以上です。